関川村社会福祉協議会 車両貸出規程

(目的)

第1条 関川村社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有または管理する車両を貸し出すことによって、村内の各種団体の活動を支援することを目的とする。

(利用者)

- 第2条 車両の貸し出しを受けることができる者(以下「利用者」という。)は、関川村にある団体 等とし、以下の場合とする。
 - (1) 関川村の職員が職務で利用する場合
 - (2) 関川村運転ボランティアの会が行なっている、病院等の送迎事業で利用する場合
 - (3) 地域の茶の間事業で利用する場合
 - (4) 村内の福祉団体が実施する事業で利用する場合
 - (5) その他、会長が認める場合

(運行範囲)

第3条 貸し出し車両の運行範囲は、定めないものとする。ただし、第2条(2)(3)(4)の場合については、村内及び村上市、胎内市、山形県小国町のみの運行とする。

(利用日時)

第4条 貸し出し車両の利用は、その車両を本会で使用していない日時で、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始以外の日とする。

(利用申込)

- 第5条 貸し出し車両の利用申し込は予約制とし、1ヶ月前から別紙1「車両利用申込書」及び「運転者の運転免許証のコピー」の提出により受付するものとする。
- 2 受付けは、電話等で行なうことも可とするが、その場合は、早急に利用申込書等を提出するものとする。
- 3 貸し出し車両の利用申し込を受付けた場合であっても、本会に特に重要な事業、会議等が入り、 当該車両を貸出しできなくなった場合は、利用日の2週間前までであれば断ることができるものと する。

(利用者及び運転者の義務)

- 第6条 利用者は善良な運転者のもと、貸し出し車両の利用中の車両管理について、全責任を負うものとする。
- 2 利用者及び運転者は貸し出し車両を利用した後は、車内清掃を行なうとともに、備え付けの「車 両運行日誌」に必要事項を記入するものとする。
- 3 利用者及び運転者は貸し出し車両の異変等を発見した場合は、当該事業所の長にその旨を報告す

るものとする。

- 4 運転者は道路交通法遵守し、安全運転に徹することとする。
- 5 利用者及び運転者は事故が発生した場合は、速やかに警察署に通報し処置に当るとともに、当該事業所の長に報告するものとする。

(利用の制限)

- 第7条 以下の内容が判明した場合は、貸し出し車両の申し込み及び利用について中止することができるものとする。
 - (1) 道路交通法により運転できない者が運転した場合
 - (2) 営利目的に使用した場合
 - (3) 本規程に反して使用した場合

(費用負担)

- 第8条 利用者は貸し出し車両の利用に当り、以下の費用を負担するものとする。
 - (1) 有料道路、有料駐車場等の実費
 - (2) 貸し出し車両を故意又は重大な過失により破損させた場合の修繕に係る費用
 - (3) 貸し出し車両が加入している、自動車損害賠償責任保険及び自動車保険が適用されない一切の費用

(事故補償)

第9条 貸し出し車両の利用中に事故が発生した場合の補償は、自動車損害賠償責任保険及び自動車 保険の補償範囲内とし、本会はそれ以上の補償及び本規程に反した場合は一切の責任を負わないも のとする。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

平成20年12月24日 制定令和元年10月1日 改定

車両利用申込書

令和 年 月 日

関川村社会福祉協議会 会長 髙橋 一裕 様

	住	所	関川村 -
利用者	氏	名	
(代表)	自宅電話		
	携帯	電話	

下記のとおり貴会の車両を利用したいので、運転者の運転免許証のコピーを添えて申請いたします。

利用日時	令和	年	月	日	時	分から			
	令和	年	月	日	時	分まで			
利用目的	1. 村職員として職務で使用								
	2. 関川村運転ボランティアの会が行う病院等の送迎で使用								
	3. 地域の茶の間事業で使用								
	4.福祉								
	5.その	他()		
乗車人数									
(経路行 き									
先)									
767									
運転者	氏名:			携	帯電話:				
	利用者(代表者)との関係:								
貸出車両									
備考									

関川村社会福祉協議会の車両利用申込について

承認する

・不承認とする(理由:)

令和 年 月 日